

令和元年 7 月 1 1 日

飯山市学校・保育園適正規模等検討委員会委員長 様

飯山市教育委員会

教育長 長瀬 哲

飯山市保育園・学校課題検討委員会の答申を基に、児童・生徒の学びの環境及び園児の保育環境整備について、飯山市学校・保育園適正規模等検討委員会設置要領第 2 条の規定により、次の事項について諮問します。

1. 諮問事項

飯山市保育園・学校課題検討委員会の答申に基づいた、具体的な学校及び保育園の適正規模や配置等

2. 諮問理由

平成 31 年 1 月 17 日に飯山市保育園・学校課題検討委員会より、望ましい保育・教育環境の将来像について答申を受けました。

答申は「小学校は 1 学級 20 人以上 1 学年 2 学級以上を維持できる児童数、中学校は 1 学級 30 人以上 1 学年 2 学級以上を維持できる生徒数となるような配置が望ましい。保育園については、小学校区単位を基本とした規模の園児数による運営と小学校の適正配置に併せた保育園配置とすることが望ましい」という内容でありました。ついては、具体的な規模と配置等について提言賜りたく諮問いたします。

飯山市学校・保育園適正規模等検討委員会委員名簿

No	氏 名	職 名	区 分	備 考
1	佐 藤 正 行	前区長会協議会長	識見を有する者	
2	池 田 澄 子	民生児童委員協議会長	識見を有する者	
3	井 田 秀 行	保育園・学校適正規模等検討委員会副委員長	識見を有する者	
4	服 部 敏 夫	区長会協議会長（飯山地区区長会長）	地域代表	
5	松 木 隆 一	区長会協議会副会長（太田地区区長会長）	地域代表	
6	高 橋 英 一	区長会協議会副会長（木島地区区長会長）	地域代表	
7	佐々木 麻希子	しろやま保育園保護者代表	保護者代表	
8	常 田 真 理	めぐみ保育園保護者代表	保護者代表	
9	丸 山 則 幸	秋津小学校PTA会長	保護者代表	
10	小 澤 稔	飯山小学校PTA会長	保護者代表	
11	岡 純 治	泉台小学校PTA会長	保護者代表	
12	清 水 健 太	常盤小学校PTA会長	保護者代表	
13	平 井 哲 也	戸狩小学校PTA会長	保護者代表	
14	吉 越 伸 吾	東小学校PTA会長	保護者代表	
15	小 林 義 幸	木島小学校PTA会長	保護者代表	
16	木 村 豊	城南中学校PTA会長	保護者代表	
17	松 木 加 代 子	城北中学校PTA会長	保護者代表	
18	高 橋 信 一 郎	飯山市中学校長会長	校長会	城南中校長
19	中 澤 正 幸	飯山市小学校長会長	校長会	飯山小校長
20	鷺 森 弘 毅	めぐみ保育園長	保育園長	
21	中 村 ま ゆ み	しろやま保育園長	保育園長	園長代表

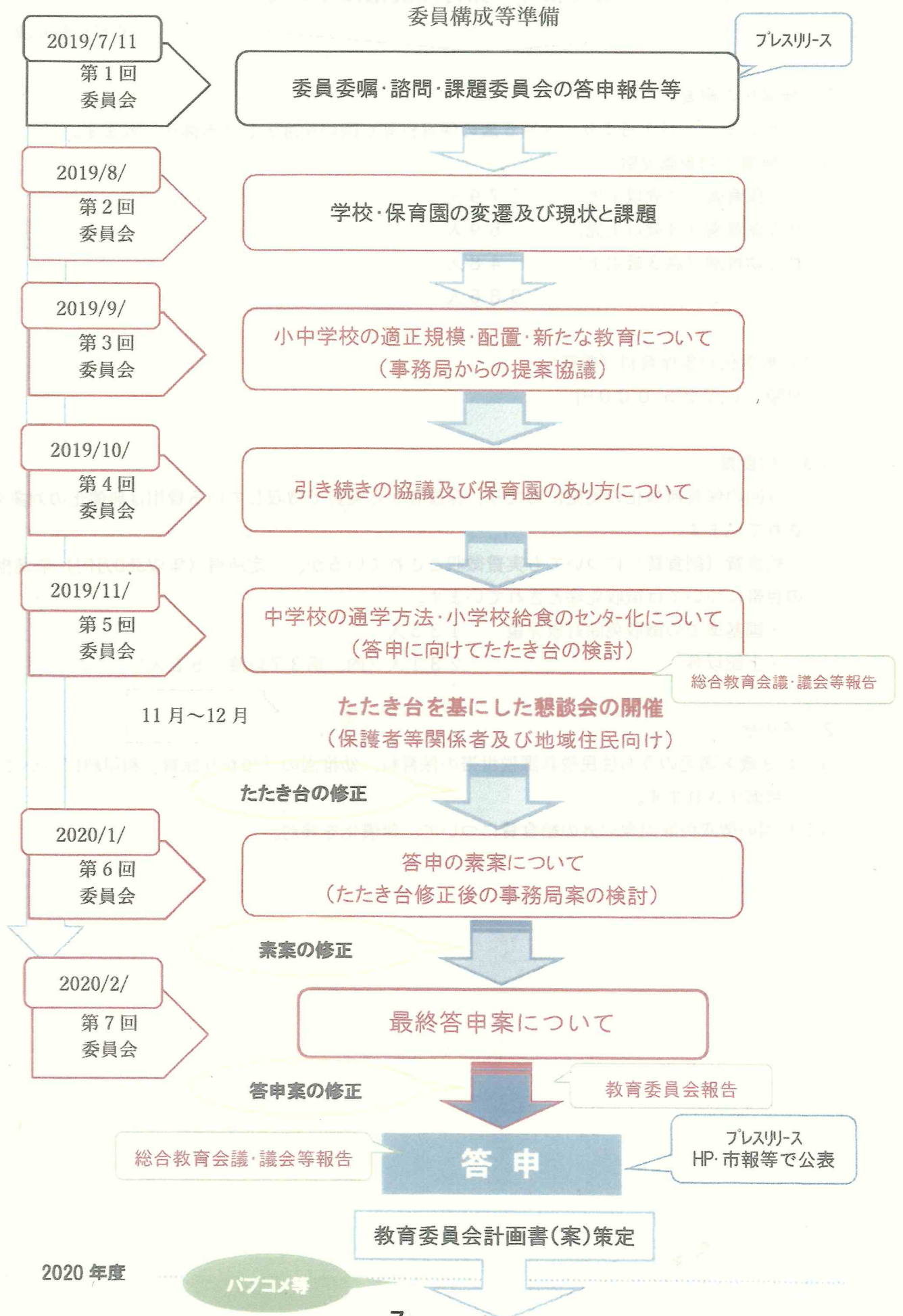
（教育委員会）

1	長 瀬 哲	教育長	教育委員会	
2	吉 越 邦 榮	教育長職務代理	教育委員会	

（事務局）

1	常 田 新 司	教育部長	教育部	
2	岩 崎 敏	子ども育成課長(兼)子育て支援係長	子ども育成課	
3	大 口 な お み	子ども育成課長補佐(兼)学校教育係長	子ども育成課	
4	佐 藤 純 子	子育て支援係副主幹	子ども育成課	
5	宮 澤 麻 由	学校教育係副主幹	子ども育成課	

飯山市学校・保育園適正規模等検討委員会の進め方（事務局案）



幼児教育・保育無償化について

子ども育成課

1 無償化の概要

令和元年10月1日より、3～5歳の保育料等が国の制度として無償化されます。

(1) 無償化対象園児数

公立保育園（3歳以上児）	279人
私立保育園（3歳以上児）	59人
私立幼稚園（満3歳以上）	48人
計	386人

(2) 無償化対象保育料（概算）

月額 6,725,000円

(3) 給食費

今回の保育無償化の実施にあたり、保護者から実費で徴収している費用は無償化の対象外とされています。

給食費（副食費）についても実費徴収とされているが、一定所得（年収360万円）未満相当の世帯については徴収免除とされています。

- ・国基準での徴収免除対象児童 135人
- ・上記以外 251人（内、第3子以降 58人）

2 その他

(1) 3歳未満児のうち住民税非課税世帯の保育料、幼稚園の「預かり保育」利用料についても無償化されます。

(2) 国の徴収免除対象以外の給食費について、無償化を検討。

3～5歳児の保護者の皆様へ

10月から、保育料が無償化されます

○ 2019年10月から、3～5歳のお子様については保育料が無償化されるため、市町村にお支払いいただく必要がなくなります。

○ 保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。

（詳細は裏面をご覧ください。）

○ 現在、3～5歳児の給食費分は、

・主食（お米など）分については直接、

・副食（おかず）分については（保育料の一部として）市町村を通じて、保育所にお支払い、または現物を持参していただいております。

○ 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。ただし、無償化に伴い、**今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育所にお支払いいただくこととなります**ので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

～これまで～



保護者の皆様



市町村を経由

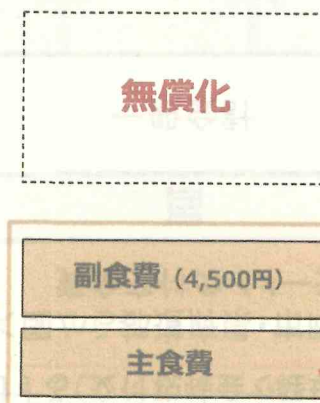


保育所

～無償化後（2019年10月以降）～



保護者の皆様



市町村への保育料の支払いは不要になります。



保育所

主食分と副食分の給食費をまとめて保育所にお支払いいただけます。

※給食費の金額は、施設ごとに異なります。

問い合わせ先：〇〇市 〇〇部 〇〇課

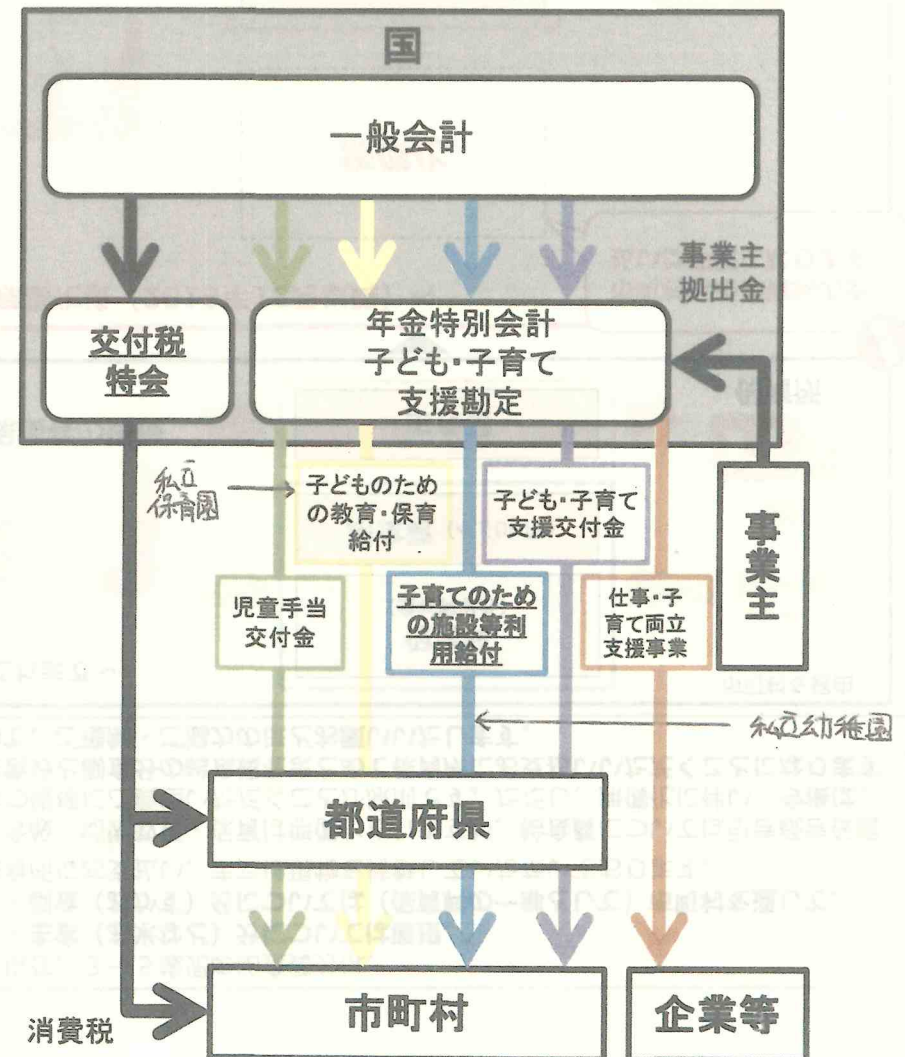
TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 MAIL: 〇〇〇〇@〇〇

子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像

※下線部分が今回の改正部分

- 子ども・子育て支援新制度において、市町村の「児童手当」、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」の実施に要する費用に対して、国・都道府県・企業等が支援を行う。
- 平成31年度における無償化の実施に要する費用について、子ども・子育て支援臨時交付金を交付する(交付税特会で経理。附則第15条)。

＜国から都道府県・市町村への
資金交付のイメージ＞



子ども・子育て支援給付(第8条)

児童手当等交付金(第8条、第2章第2節)

児童手当法等に基づく児童手当等の給付
【国:2/3、都道府県:1/6、市町村:1/6等】

子どものための教育・保育給付(第8条、第2章第3節、第3章第1節)

教育・保育給付認定子どもが認定こども園、幼稚園、保育所等において特定教育・保育などを受けた場合の給付【国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4等】

・施設型給付費・幼稚園、保育所、認定こども園

※公立幼稚園・保育所は市町村10/10

・地域型保育給付費・家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付(第8条、第2章第4節、第3章第2節)

施設等利用給付認定子どもが幼稚園(未移行)、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育・保育等を受けた場合の利用料の給付【国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4】

・施設等利用費・認定こども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子ども・子育て支援交付金(第4章)

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、病児保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業(幼稚園<未移行>における低所得者世帯等の子どもの食料費(副食費)に対する助成)等の地域子ども・子育て支援事業【国:1/3、都道府県:1/3、市町村:1/3】

仕事・子育て両立支援事業(第4章の2)

・企業主導型保育事業【国10/10(事業主拠出金を原資)】

・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業【国10/10(事業主拠出金を原資)】

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

幼児教育・保育の無償化に関する令和元年度予算について

幼児教育・保育の無償化 令和元年度予算:3,882 億円(公費)

ー 3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育園、認定こども園等の費用を無償化するとともに、低所得者世帯にも配慮し、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供を対象として保育所等の費用を無償化する。

区分		主な負担割合	国・地方合計（億円）			予算科目
			国	地方		
＜新制度＞ 保育所・幼稚園等	私立	国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	2,059	1,030	1,030	子どものための教育・保育給付交付金
	公立	市町村10/10	818	－	818	－
＜未移行＞ 私立幼稚園等		①国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 ②国1/3、都道府県1/3、市町村1/3	696	348	348	①子育てのための施設等利用給付交付金 ②子ども・子育て支援交付金(補足給付)
認可外保育施設等		国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	141	70	70	子育てのための施設等利用給付交付金
預かり保育等		国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	168	84	84	子育てのための施設等利用給付交付金
合 計			3,882	1,532	2,349	－

※四捨五入により、端数において合計とは一致しない。
※地域型保育給付は私立保育所の内数として計上。

(初年度の取扱い)

- ・ 地方負担分 2,349億円については、無償化に係る初年度経費を全額国負担とする(令和元年度予算において計上(総務省))。

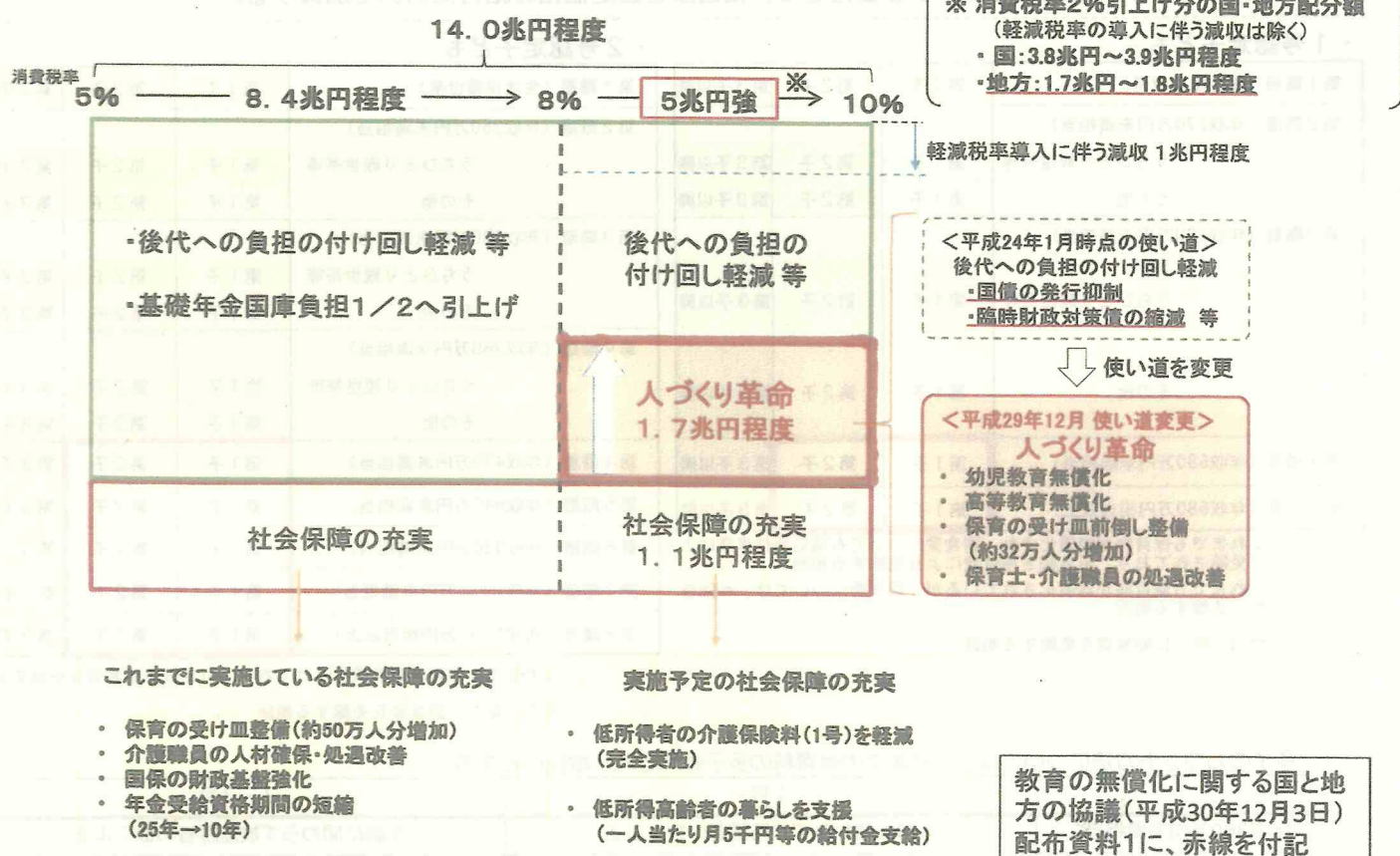
(事務費)

- ・ 初年度(2019年度)の導入時に必要となる自治体の事務費について、平成30年度第2次補正予算において301億円、令和元年度予算で120億円を計上。さらに、2年目(2020年度)を全額国費による負担として措置。
- ・ 新たに対象となる認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間(～2023年度)に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置。

(システム改修経費)

- ・ 平成30年度予算(192億円)及び令和元年度予算(62億円)を活用して対応。

消費税率5%引上げによる社会保障の充実・安定化の全体像



食材料費の取扱いその他子育て支援の更なる充実について

- ・利用者負担額の独自軽減に係る地方単独事業を行っている自治体においては、今般の無償化により、それまで地方が独自に負担していた部分に国・都道府県の負担が入ることで、その部分に係る市町村の財政負担が軽くなる（詳細は前頁参照）。
- ・また、2号認定子どもの副食費の免除対象範囲外の世帯（次頁赤枠参照）について、既に地方単独事業により4,500円未満の利用者負担額を設定している自治体においては、施設が副食費を徴収することに伴い、世帯負担が増加する可能性がある。
- ・該当自治体においては、下記の方針の趣旨を踏まえ、対応にご配慮いただきたい。

（参考）「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成30年12月28日関係閣僚合意）（抄）

今般の無償化が、こうした自治体独自の取組と相まって子育て支援の充実につながるようにすることが求められる。このため、今般の無償化により自治体独自の取組の財源を、地域における子育て支援の更なる充実や次世代へのつけ回し軽減等に活用することが重要である。

○副食費の免除対象の範囲

年収360万円未満相当（1号：第Ⅲ階層、2号：第Ⅳ階層の一部まで）の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象に副食費を免除するとともに、相当額を公定価格の給付において加算する。

・1号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収270万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収680万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収680万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

これまでも保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲

これまでも保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲

今回、新たに副食費を免除する範囲

・2号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収260万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収330万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収470万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収640万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第6階層（年収930万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第7階層（年収1,130万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第8階層（年収1,130万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

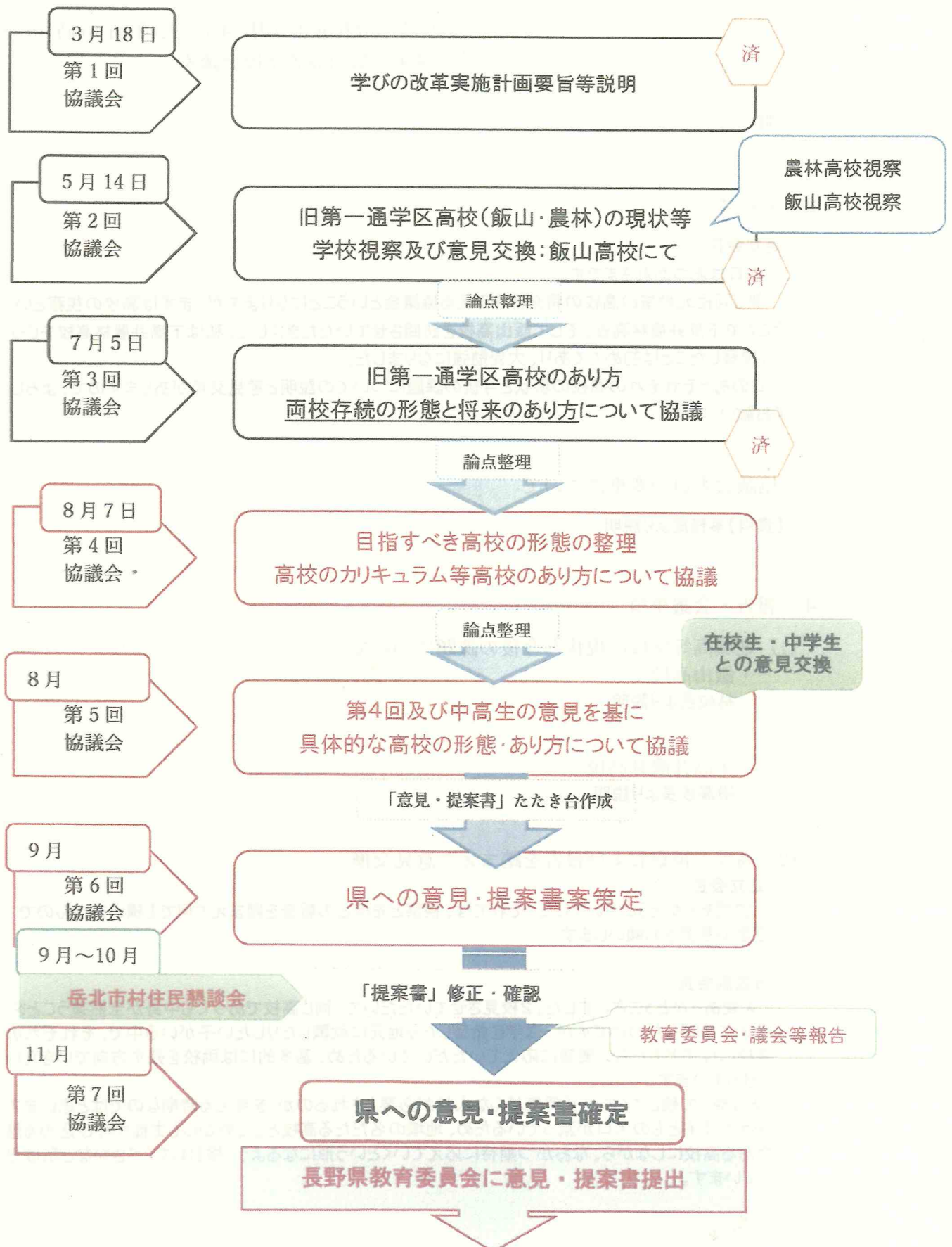
これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲

今回、新たに副食費を免除する範囲

※ 多子のカウント方法については、これまでの保育料の多子軽減と同じ取扱いとする。

	1号	2・3号
年収360万円未満相当	年齢に関わらず被監護者の数による	年齢に関わらず被監護者の数による
年収360万円相当以上	3歳～小学校3年生までの子	0歳～小学校就学前までの子

岳北地域の高校の将来像を考える協議会の進め方（事務局案）



第2回 岳北地域の高校の将来像を考える協議会 (会議録概要)

日時：令和元年5月14日(火)午前10時40分

場所：飯山高等学校会議室

1 開 会

2 あいさつ

足立会長)

本日はおつかれさまです。

第2回岳北地域の高校の将来像を考える協議会ということになりますが、まずは高校の視察ということで下高井農林高校、そして飯山高校を訪問させていただきました。私は下高井農林高校をじっくり視察したことは初めてであり、大変勉強になりました。

このあとそれぞれの高校の現状と今後の課題についての説明と意見交換がありますので、よろしくをお願いします。

3 協議会委員の変更について

【資料】事務局より説明

4 報告・会議事項

(1) 地域高等学校の現状と今後の課題について

・飯山高校
林校長より説明

・下高井農林高校
横澤校長より説明

(2) 高校の視察および報告を踏まえた意見交換

足立会長)

説明ありがとうございました。それでは、視察と先ほどの報告を踏まえて何でも構いませんので感想や意見ををお願いします。

日基副会長)

大変ありがとうございました。2校見させていただいて、同じ高校であっても中身が全然違うことを改めて実感したわけですが、進学を希望したり地元就職したりしたい子がいる中で、それぞれの学校には子どもたちの要望に応じていただいているため、基本的には両校を残す方向でいきたいと思っています。

「どうやって残していくのか」「将来どんな人材が必要とされるのか」を考える時期なのではと思います。現状では子どもの人口が減っているため、地域の名だたる高校として外からも生徒が呼び込める魅力ある高校にしながら、なおかつ期待に応えていくという形になるよう、検討していきかなと私は思っています。

足立会長)

ありがとうございます。ここで各市村教育長からご意見いただきたいと思います。

小林木島平村教育長)

下高井農林高校と木島平村との関係は非常に密な関係であります。生徒たちも非常に意欲的で、特に課題研究を見ていると、地域に密着した形で生徒たちが追及・勉強しているなと思いました。これからのことを考えますと、地域でどういう子どもたちに育てていくか、また卒業して外へ行ってもどうしたら地元に戻ってきてくれるのか等の課題をクリアして、魅力を感じる高校になってほしいと思います。

下高井農林高校に入って本当によかったなと思える教育課程になるよう、しっかりとバックアップしていきたいと思います。農林高校の話だけになってしまい申し訳ありませんが、以上です。

岩上野沢温泉村教育長)

今日は両校の生徒が活動している様子を見ることができ、とても良かったと思います。それぞれの高校で特色のある内容だったと思いました。

野沢温泉村の子どものはほとんどは両校にお世話になっているわけですが、特に下高井農林高校につきまちはたくさんお世話になっております。

下高井農林高校を残すにあたって、子どもたちが求めている教育課程を地域と一緒に作っていければと思いました。また、飯山高校については探究科を中心として、子どもたちが大学に進学し、将来を見据えるような取組も大事なと思います。

石澤栄村教育長)

私も他市村の皆さまがお話しされたように、両校にそれぞれの特色があり、選択する幅が広げれば広いほど子どもたちのためになりますので、私は両校残す方向で検討したいと思います。

長瀬飯山市教育長)

一番は下高井農林高校を卒業したあと、高校で学んだことが実際地域の基本的な農業にどれくらい役立っているのか、また農業をやろうという子どもがでてこないということについては、率直に言わせていただくと、下高井農林高校としての1番の課題になるのではと感じました。

また、下高井農林高校だけでなく飯山高校も10年先を考えたときに学科編成も再考していかなければならないと思います。両校へ第一志望で来ることが地域の振興に繋がってくるので、良くしたいなと痛切に思っています。

足立会長)

ありがとうございました。次に、産業界からの意見を聞きたいと思います。

伊東飯山商工会議所会頭)

人口減少がどの市村も大きな課題である中で、高校をどうやって残していくかも問題になると思うわけですが、両校見学させていただいて、この雪の多い北信地域の農業高校というのは、今の地域事情からして絶対に必要だなと感じたところです。ただ内容については色々考える必要があるのかなと思いますが、いずれにしても高校が違いますし、農業というものは日本を担う大きな力となっていきますので、色々知恵を絞っていただき存続という方向を考えていただきたいと思います。まず人口増を各市村に頑張っていただき、子どもを増やして色々なところで活躍してもらえるといいなと思っています。

中山北信森林組合代表理事組合長)

下高井農林高校は時間の都合により残念ながら視察ができませんでしたが、飯山高校につきまちは比較的新しくできた建物で整っているなと思い、充実した学校生活を生徒は送れているのではないかと思います。

高校をでてきてすぐに林業の仕事ができるかということそれは難しく、結局専門学校や大学をでてきてやっとコストラインというのが現実。そう考えると高校教育はもう少し上のレベルの学校を

目指し、地域の教育の場としてどうあるべきかを考えた方がいいのかなと思います。

足立会長)

ありがとうございました。では、その他の皆さんからも意見をいただきたいと思います。

塩崎さん(農業者))

私自身、下高井農林高校を卒業して約40年経っていますが昔と比べて変わった感じは個人的にはありませんでした。ただ授業の内容があまりにも昔と比べて変わっていることに驚きました。

勉強風景等みさせてもらいましたが、全く性質の違う二校なので、1つの高校にするのは難しいのではないかと思います。また農業高校への進学となると、中学校では職業体験として街中の商店等へはよく行くと思いますが、昨年度飯山小学校で農業へということで数名きていただいて、作文等で子どもたちから面白いという感想をもらったので、小学校のころから少しずつ体験させてもらおうと第一希望で農林高校へ行きたいという子どもも増えるのかなと思いました。

富井飯山高校PTA会長)

自分の子どもが生活している学校を見させていただいて、保護者としては進学するにあたって学力向上をお願いしたいと思います。下高井農林高校は校外との連携がとても多く驚きました。

2校見させていただいて、まずは2校残す形で進めてほしいと思いました。子どもが少ない中で一番かわいそうだったのは部活動でありまして、部活動が充実した学校生活を送る上で大事になってくると思います。

岡田下高井農林高校PTA会長)

生徒が減ってきている中で、農業高校を出たから農業をやらなければいけないわけではありませんが、現状は農業関係の仕事をやる場所が減ってきていると思います。

色んな選択肢があるとは思いますが、子どもにも興味をもたせるといいますか、高校生になってから興味をもつのではなく、小学校・中学校の頃から色んなものに興味をもっていて、高校になって具体的に進路を決めていくことが大事かなと思います。また、子どもたちが就職できる会社等が増えれば地域の活性化にもつながるのではと思います。

日基副会長)

今回両校を見学し皆様の意見をききまして、おおまかな意見としては特長ある両校を残してさらに魅力のある学校として将来残していきたいというのが皆さんの気持ちではないかと思います。それを前提として、下高井農林高校が実際に地域に順応したカリキュラムの再考、飯山高校についてはクラス編成等の課題も出てくると思いますので、両校をどういった形で残していくのかということで次回以降話を進めてもらい、皆さんの意見をお聞きできればと思います。

足立会長)

今、日基副会長からも話がありましたが、委員の意見を聞くと2校ともに地域を担っていく人材を育てていく重要な高校であるとの認識は一緒だと思います。今回の会議では両校を残したいということを再認識したということになりますが、これからどういう形で残していくのかをさらに深めて話し合えるといいと思います。今日は県の関係の皆さまも委員として参加していただいているので、今後も色々お知恵を拝借しながら、ぜひ地域の将来のためにいい方向に進めていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

他にご意見がなければこれで本日の会を閉じさせていただこうと思います。

幼児教育・保育無償化の概要について

子ども育成課

○ 保育園（公立・私立）

～2019年9月

3 歳 未 満 児	低所得世帯、ひとり親世帯等 10人	第3子以降 30人
	103人	
3 歳 以 上 児	年収360万円未満低所得世帯、 ひとり親世帯等 121人	第3子以降 48人
	169人	

2019年10月～

引き続き国の基準として保育料無料	引き続き、市独自の 施策として保育料無 料
引き続き、 保育料負担 (給食費は保育料に含まれる)	
全て、国の制度として保育料無 償化(給食費徴収 不用)	
全て、国の制度として保育料無 償化(給食費 徴収)	

年収360万円

○ 幼稚園（48名）

満 3 歳 以 上	年収360万円未満低所得世帯、ひとり親世帯等 (幼稚園就園奨励費補助)	
		第3子以降 (市単独補助)

全て、国の制度として保育料無 償化(給食費徴収 不用)
全て、国の制度として保育料無 償化(給食費 徴収)